

第一回國會 農林委員會 議錄 第四十五号

昭和二十二年十一月十二日(水曜日)

午前十二時二分開議

出席委員

委員長 野海 勝君

理事 寺島隆太郎君

佐竹 新市君

成瀬喜五郎君

松澤 一君

小林 運美君

志賀健次郎君

岡司 安正君

中垣 國男君

八木 一郎君

重富 卓君

松野 頼三君

山村新治郎君

中村元治郎君

出席政府委員

農林次官 笹山茂太郎君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 伊藤 佐君

農林事務官 山根 東明君

委員外の出席者

議員 守田 道輔君

專門調査員 岩隈 博君

十一月十日

緊急食糧供給に關する特別措置法案

(大瀧龜代司君外二名提出(第九號))

の審査を本委員會に付託された。

十一月十日

薪炭生産増強に關する陳情書(北海

道釧路市入舟町釧路地方薪炭生産者

大會會長平川庄六)(第四九二號)

早害救済對策に關する陳情書(鹿兒

島縣丹宿郡指宿町長吉滿敬勝外四

名)(第四九五號)

農業協同組合法案一部修正に關する

陳情書外十八件(和歌山縣森林組合

連合會長浦木茂芳外三十二名)(第四

九七號)

薪炭供給調整方式改善に關する陳情

書(山口縣議會議長清水爲吉)(第四

九九號)

緊急開拓事業に關する陳情書(佐賀

縣農業復興會議)(第五〇〇號)

薪炭供給調節特別會計廢止に關する

陳情書(三重縣議會議長小切間重三

郎)(第五〇一號)

水害林業對策に關する陳情書(群馬

縣前橋市北曲輪町野馬縣林業會長外

三名)(第五〇四號)

農業保險制度の改正に關する陳情書

(若手縣農業保險組合會長佐佐

木正耕)(第五〇七號)

米穀買上價格に關する陳情書(全國

町村會長生田和平)(第五一三號)

濱松市所在種軍用地使用に關する陳

情書(靜岡縣濱松市秋立農業協同組

合船越佐一外三百十五名)(第五一

九號)

九州火力發電從業員に對し勞務特配

米申請の陳情書(福岡市大名町日本

發送電株式會社九州支店長田邊文之

助)(第五二四號)

米並びに甘藷價格改訂に關する陳情

書(佐賀縣佐賀市赤松町佐賀縣農業

會長中島友男)(第五三五號)

林業振興對策に關する陳情書(愛知

縣森林組合連合會長本多綱治)(第五

三六號)

農業災害補償法案に關する陳情書

(茨城縣水戸市黒羽町茨城縣農業保

險組合連合會長外十五名)(第五三七

號)

未利用地利用等に關する陳情書(千

葉縣野田町高木虎尾)(第五四〇號)

官公有林に關する陳情書(千葉縣野

田町高木虎尾)(第五四四號)

林野火災防止並びに原野利用に關す

る陳情書(千葉縣野田町高木虎尾)

(第五四六號)

生活必需品配給に關する陳情書(千

葉縣野田町高木虎尾)(第五六二號)

適正米價設定の陳情書(千葉縣山武

郡千葉縣新米價要求農民大會)第五

六八號)

適正米價即時決定斷行に關する陳情

書(石川縣議會議長岡島友作)(第五

七一號)

競馬法の改正に關する陳情書(札幌

市議會議長福島利雄)(第五七五號)

食糧配給公團設立反對の陳情書外五

件(廣島市大平町廣島地區配給業務

改善委員會議長松本常一外五名)(第

五七七號)

農業生産の調整及び主要食糧の供出

制度に關する陳情書(山口縣大島郡

平郡村南組農事實行組合長米春外

八名)(第五七八號)

早害對策費の全額國庫補助に關する

陳情書(奈良縣農民大會議長加藤三

郎)(第五八六號)

農作物作付制限の實質的撤廢に關す

る陳情書(奈良縣農民大會議長加藤

三郎)(第五八七號)

新米價に關する陳情書(奈良縣農民

大會議長加藤三郎)(第五八九號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

農地開發營團の行方農地開發事業を

政府において引き繼いだ場合の措置

に關する法律案(内閣提出)參議院

送付)(第八五號)

農地調整法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第五九號)

自作農創設特別措置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)(第八六號)

野海委員長 會議を開きます。

これより農地開發營團の行方農地開

發事業を政府において引き繼いだ場合

の措置に關する法律案を議題といたし

ます。

本案は去る九月二十二日本院におい

ては豫備審査になつておりました關係

上、平野前農林大臣より提案理由の説

明は聴取いたしておりますのでこれよ

り質疑に入りたいと思ひます。なお、

御參考に申上げておきますが、本案は

去る十一月五日參議院送付となり、本

委員會に附託されましたものであり

ます。右議題について質疑の通告があり

ます。これを許します。永井委員。

○永井委員 お尋ねいたします。第一

は北海道の開發は從來拓殖費において

これを行つていたのでありますが本年

度から農林省直轄の關係になりまし

て、機構の改革が當然起つてきてお

るのでありますが、この機構の改革につ

いてはいろいろな考案方があり、また

いろいろな經過をたどつておるのであ

りまして、これに對する當局の基本的

な方針及び具體的な内容を、この場合

明らかにしていただきたいと存じま

す。

○伊藤(佐)政府委員 ただいまの永井

さんの御質問にお答えいたします。北

海道が去る七月一日から、開拓關係に

おきまして農林省の管下に入りまし

て、他の府縣を總合的にらみ合せま

して開拓をやつてまいることになつた

のでございます。それに伴ひまして、

從來の北海道の開拓機構というもの

を、それ／＼の各省が責任をもつてや

つてまいるといふ機構にすることに相

なつたのであります。すなわち開拓關

係においては、農林省が責任をもつて

北海道の開拓を實行してまいらる。それ

から港灣等におきましては運輸省がや

る。あるいはまた河川土木等につきま

しては内務省が直接責任をもつてや

つてまいらる。こういうふうなことに

なつてまいらる。その結果として現在北海道の

開拓行政機構についてのいろいろ／＼審議

をしていられるのでございますが、大體決

定をいたしましたと思われまは、北

海道の開拓の重要性を特に強調いたし

まして、それにこの重要な北海道の開

拓を十分にやつていくだけの機構にい

たさねばならぬという建前からいたし

まして、北海道の現在の行政機構は、

知事の下に副知事があり、その下に各

部があるわけでございますが、開拓に

つきましては特に局を設けまして、局

を十分に強力に遂行してまいる。かような行政機構になつておるわけでございます。現在の地方自治法の關係から申しますると、これは北海道に局制を設けますためには、自治法の改正を必要とするのであります。これはただいま議會の方に提案になつておるのでございます。

○永井委員 ただいまの機構に改變されるをいたしまして、その機構を中央と地方との有機的な關係において、しかも現地の實情が、これらの機構等をして實際に即するように運営せられなければならないのであります。その點についてどのような用意があるか、從來はただ内地の農業經營方式、あるいは開拓方式をそのままつてくるというふうな、そうして全國一様の形において、そのわくの中で動かすというふうなために、實態に即しない、効率のあがらないいろいろな問題が現地に起つておるわけでありまして、現地の實際に即して、この機構を通してどのように運営していくか、その運営の實際についての考慮を、どういふ點に重點を置いて考えておるか承りたいと思つておるわけでありまして、これを承りたいと思つておるわけでございます。

○伊藤(佐)政府委員 行政の實際の運営でございますが、これは北海道知事の下に局を設けて、さらにその下に三部を設けて、北海道の實情を十分加味いたしました方法をもつてやつてまいりたい。結局北海道知事を主にいたしましたして、それに國が御援助してやつていく、かようなふうにして考えておるわけでございます。

○永井委員 先ほどの御説明にありました通りに、開拓を申しまして、道路も、河川も、港灣も、開墾も、いろいろ各省に分割される仕事で、現地では一つの地域に起つておるわけでありまして、そういうものの總合的な運営というものを、主としてどこでやるのか、また中央におけるそういうものの總合調整といふことか、そういうものはどういふ機關を設けてやるのか、あるいは單に各省の間の話合でやつていくか、これを承りたい。

○伊藤(佐)政府委員 各省はそれぞれ自分の管轄いたします事項につきまして、責任をもつてやつてまいるのであります。その間の連絡調整をはかりますために中央に關係各省の次官、北海道知事、それから北海道會議長といつたような方をもつて組織いたします委員を設けて、そこで總合的にこの際このないようにならうにいたしまして、現地におきましては、これは北海道知事が實行部面の總合をやつてまいる、かように考えております。

○永井委員 現地の實情を具體的に把握し、そうしてこれに対する科學的な施策を確立するためには、どのような方法によつて、そういうことを實際的にやつていくか、これを承りたいと思つておるわけでございます。

○伊藤(佐)政府委員 方法はいろいろあると存するのであります。まず第一には、中央といたしまして現地の事情をよく認識するといふことが必要であります。そのためには、中央から折あるごとに現地の實情を認識するような手段をとりますとともに、相當なこれは人事の交流を必要とするものと考えられるのであります。中央のあるいは府縣等から相當な人材を北海道に派遣いたしましたして、北海道の開拓が十分にいくように應援をいたすとともに、北

海道の現地事情を知つた方を中央に來ていただきまして、そうして現地の北海道の實情を中央の施策の上に反映させるということ、そういうふうな方法あるいはまた北海道の開拓を強力に科學的に推進いたしますために、特に北海道の開拓に關しまして、研究所のようなものも設ける必要がある。かように考えております。

○永井委員 その研究所を設けます場合に、その研究所の規模なり、構成なり、性格の問題であります。今農林省で考えております北海道の農事試験場の方向といふものは、大體北海道は畜産、林産、あるいは農村工業といふようなものが、農耕と並んで總合的に、いろいろな形で各戸の經營の中にもはいつております。また組合單位の形態の中にもはいつております。そういうふうな形で動いておるのであります。そういう實態に即して、從來は試験機關も總合的な試験の規模、構成であつたのであります。今度畜産は畜産、農村工業は農村工業、農事試験場、いろいろに試験機關をばらばらにするといふような考

からまいりまして、北海道の實情を親しく見學いたしてまいつたのであります。その結果に基きまして、ただいま永井さんからお話がありましたように、他の研究機關との連絡、調査、あるいは行き方がばらばらにならないようにといつたような點を、今考慮いたしまして、どういふ形で行くか、あるいは規模をどうするかということにつきまして、來年度の豫算に間に合うように目下研究いたしております。

○永井委員 本年度豫算の補正豫算が議會にかかつておるのであります。この補正豫算において、本年度北海道の開拓事業が豫算を通してどのような影響を受けておるか、そうしてその當初事業計畫と、補正豫算の中に組まれている豫算によつて、今後どのような伸び縮みがあるか、どういふ點に重點をおいてこの補正豫算を編成されたか、この點を明らかにしていただきたい。

○伊藤(佐)政府委員 本年の補正豫算は、御承知のように、開拓の部面からいたしますと、いろいろ他の方面の關係もございまして、最小限度と申しますか、きわめて十分ならざる程度のものであると申しますが、北海道につきましては、特に氣候の關係その他特殊事情を考慮いたしまして、その最小限度の中から最大限度の豫算をまわしまして、まず現在の入植者、並びに今後本年度にはいります入植者につきましては、支障のないような程度に金をまわすことになつております。

○野原委員 野原委員。この開拓計畫を進める上において、今日現地の實情を考へますときには、どうも強力に大きな國家の力をもつて開拓を進めてもらいたいと思つておるわけでありまして、ただいまの實情は今までは農地開發團があり、あるいは縣營もあり、あるいはまた各種の團體がやつておるといふようなわけで、非常にばらばらなやり方である。今日岩手縣の開拓の事情を考へまして、いづゆる經營の主体がいろいろ分れておるために、非常に相互の連絡を欠き、總合的な開發の上においてどうも遺憾の點が多い。岩手山麓の一帶を考へても、その點が非常に問題になつておるのであります。あそこでは農地開發團もやつておられますし、縣營もあり、それから各町村ごとにならうな組合がやつておられるのであります。どうも最近の開拓の進行速度は、表面におきましてはなるほど機械開拓その他でもつてある程度開拓は進んだかのように見えますけれども、開拓の實情といふものは必ずしも満足してない。いよいよどこではない、むしろ將來が非常に危ぶまれる。最近各方面で、何とかして國營でもつてこれを強力に指導推進してもらわなければならぬという聲が、開拓者の中にもちらちらと上つておられます。各方面の世論が一致して、この開拓の問題はやはり強力で國家の力をもつて國營でやつてもらいたいという聲が非常に強いのであります。特にこの開放地域がいろいろ分れておりました。たとえば國有林あり、あるいは畜産關係の種畜場になつておるところの開放も考へなければならぬ、あるいはまた放牧地、探草地のような問題があり、町村有林あ

○野原委員 野原委員。開墾營團の問題で出てまいりましたので、開墾の事柄について二、三お伺いしたいと思つておるわけでございます。

○野原委員 野原委員。開墾營團の問題で出てまいりましたので、開墾の事柄について二、三お伺いしたいと思つておるわけでございます。

り、私有林あり、いろ／＼事情が分れておりました、それ／＼の機關が熱心に開拓を進めているのでありますけれども、やはり総合的な力がなければうまくやつていけません。しかも岩手縣のごときは、大きな力をもつて開拓に當るならば、まだ十分開拓の成果をあげ得るような地域が相當ある。これを十分開拓の成果をあげるためには、たとへば治水の大きなダムをつくるとか、あるいは道路を新たに開拓するとか、いろ／＼と大きな仕事があるのであります。地域々々について考えますと全部まとまつてあるのでありますから、かなり距離は離れておりますもの、これを総合的に大きく考えますと、一つの開拓の地域としてまとまつた箇所があるのであります。それを五十町歩未満の開拓の組合がやる、五十町歩以上は縣管がやる、あるいは一部は營團がこれをやつておるといふ、今のようなやり方では満足できない。何とかして國の大きな力でもつて、國營でやるというぐあいにお考え願ひたいと思ひます。特に開拓と関連いたしました、最近開拓者は非常に生活に困つております。特に東北のごときは非常に雪が多いのであります、約半年にわたる冬期間の勞働力というものは、遺憾ながら開拓そのものには十分役に立たない。何とかほかにいろ／＼な産業を考へてやらなければならぬというふうな點で、開拓者の生活の保障、いろ／＼な授産施設、その他の事柄も併せて考へるためには、どうしてもやはりこれは國家が大きな力でもつて考へていくというふうな點から、ひとりで従來の開拓營團のやつておつた事業を國が引繼いで國營でやるというふうな、そういう消極的な場合のみでなく、この際にとつて政府としまして、思ひきつて開拓事業というものの實績をばつたりあげていくために、大きな手を打つてもらひたい。これが岩手縣下におけるあらゆる面を通じて一つの要諦であります。この機會にひとつ開拓局長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○伊藤、佐政府委員 ただいま野原委員のお話になりました從來主體がいろいろにわかれておりましたために、いろ／＼総合的な面において缺ける點があるというお話、これは確かにそういうふうな面があつたと思ひます。従つていまして、今後は開拓に必要な基本的な施設につきましては、これは國がやつてまいる。それからいよいよその内部的な開墾等の作業は、開拓者みずからやつてもらふ。こういうふうな方向に進んでまいるつもりで、目下これに對する準備をしております。それから特に岩手山麓のごとき、非常に廣大な地域を総合的に開發するためには、國力の強力な發動を主張するといふ點も、これはお説の通りであります。この點につきましては、総合開發のためには、ひとり開拓局だけの力ではむろんまいりません。農林省方面といたしまして、山林あるいは畜産といったような面の關係もござります。さらに入りましたはほかの省、發電等の關係もありますので、こういうふうな點をならみ合わせまして、総合的な開發をやつてまいりたい。かよりに考へておるわけでありませう。

○野原委員 岩手山麓総合開發の問題につきまして、ただいま開拓局長のお話でたいへん結構だと思ひます。つきましては、この総合開發の問題に關しまして、ただいま具體的に何らかの御計畫があるかどうか。實は縣としましては、あらゆる機關がせひこの實情を調査され、そして一日も速やかにこの岩手山麓の開發の具體的な計畫を立ててもらひたい。そのために、いろいろと現地もそのことを要望しておるわけでありませう。何か政府側で具體的な御計畫があるかどうか。また同時に、そういう御計畫については、それを必ず實施していただくような具體的な計畫などありますれば、この機會に承りたいと思ひます。

○伊藤、佐政府委員 開拓局といたしましては、仙臺の農地事務局におきまして、すでに岩手山麓の総合計畫につきまして調査を完了いたしましたところ、開拓局だけでは、先ほどのお話にもございましたように不十分でございますので、農林省といたしまして畜産局、林野局と合同いたしました。實は本日これらの相當な首脳部が現地に参りまして、さらに調査をいたし、その上で計畫を進めてまいりたい、かよりに考へております。

○大島委員 ただいま議題になつております農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引繼いだした場合の措置に關する法律案、たいへん長い題目であります。本案は大體質疑を終了いたしましたのでありますから、討論を省略いたしました。採擇せられんことを望みます。

○野原委員 わかりました。

○大島委員 農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引繼いだした場合の措置に關する法律案、たいへん長い題目であります。本案は大體質疑を終了いたしましたのでありますから、討論を省略いたしました。採擇せられんことを望みます。

○野原委員 重富委員及び委員外守田議員より、緊急質問を許してくれという委員長の申込みがありました。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員 それではさようにいたします。重富委員。

○重富委員 二十二年の産米の供出に伴う件につきまして、當局に緊急御質問申し上げたい點が二點あるものであります。その一は、農林委員會で政府に要請しておきました例の割當がきまりましたときに、保有量を食ひこまないうりしてほしということを要請しておいたのであります。それと一つは、買上代金は最も急速に即時拂をしてほしという、この二つのことがあの要請書の中にあるのであります。この二點についてお尋ねいたしましたのであります。私どもの方からは、今度の割當は昔酷ではないかというふうな考え方もありますので、保有量を食ひこむことのないようということを特にお願いしておいたのであります。現在各地でこのうわさを聞きます

と、農家の保有量に相當食ひこんで割當をしておるといふ話を聞くのであります。特に山中縣におきましては、山口縣全體として約パーセント何割の保有量の切下げをやつて割當をしたという話を聞いたのであります。また山口縣の内部におきまして、二割以上は宇部等におきまして、二割以上のものを保有量に食ひこんで割當をした、かような事實があるという話を聞いたのであります。はたしてかようなことがある場合に、政府としてはいかなる方針をもつてこれに臨まれるのか。農家の保有量を切下げても今度の割當は強行される意思があるのかどうか、また切下げるといふならば、まづ正面きつて切下げられるのか、それともほほかむり切下げられるのか、これらの點をはつきりとさせていたいただきたいと思ひます。

それから次に御質問申し上げたいことは、買上代金は即時支拂をお願いしておいたのであります。なお米價につきましては一、二、三、各等級の價格が決定しないという話を聞いたのであります。従いまして米代金が一部の假拂であつて、なお代金の支拂が行われていない、ということでありませう。それから早場米の獎勵金もその獎勵金の出所が違ひましたために、なか／＼手續が面倒で、獎勵金はまだ拂はない、というふうな實情にあると聞いております。これらに對する對策はいかようにしてあるか、すなわち米代金について申し上げますと、各等級別の價格もまだ發表がない、ということ、それから一重のもの二重のものの俵代の決定がしてない、ということから、代金の支

拂ができないというふうな實情に地方は、あるように懸念したのであります。これらの點に對していかような御處置をとつておられるか、これがお聞きいたしたいのであります。それからなお芋の代金にしても、地方の團體の立替金が非常に多く、たとえば山口縣の實情を申し上げますと、立替のときには二千萬圓の立替をいたして、おまじりす。最近約一千万圓にまで縮まつたやうであります。なか／＼代金がない、こゝろいふやうな實情にあるやうであります。農林委員會では即時拂を要求し、でき得れば、少くとも各町村のそつた團體には前拂金をもつてやつていただきたいといふことも要請してあつたのであります。實情はまつたくなおそつたやうな状態になつていない。これらに對していかような御處置をとつておられるか。またとらうとされるか。これらのことをお尋ねいたしたいので、以上二點をお伺いいたします。

○山根政府委員 私からお答え申し上げます。最初の割當の問題であります。御承知のように本年の米と甘藷の割當については経緯がありました。わけ、従いまして實收政府が割當をいたしました數量を、府縣において地方へ下します場合に、計算の基礎として用います。生産量なり、さらにそのものになりまして面積、段收などについて、若干政府で最後の決定いたしました數字と違つておる縣があるわけがあります。申すまでもなく、從來でありますならば、まづ割當會議の席上において、生産見込を兩者において協定いたしました、所定の計算に基づいて保有量を差引いたものを割當數量に確定いたしましたわけであ

りますが、本年の割當は、いわば最初に三千五十五萬石というものを決定いたしましたやうな経緯がありました。關係上、そこに政府として割當會議の席上で、最後の生産見込量なり保有量なりを、府縣に示すことができなかった實情があるのであります。こゝろいふ意味で若干食い違ひがあるわけであり、す。のみならず、從來といへども一應中央で協定いたしました數字が、府縣における割當實情で、そのまま用い難い場合が往々にしてあるのであります。どうしても中央で協定いたしました面積なり、段收なりをそのまま用いることは、實際末端に割當を下す場合に、若干それを補正して下す方が下しやすしいという事情もあつたわけであり、ます。そういう意味で政府としての問題は割當數量でありまして、この間生産見込なり、面積なり、段收なりというものについては、若干考え方が違つておつたわけがあります。まして本年は今言つたやうな事情で、その間に若干の食い違ひがあることは、これはある程度やむを得ないのであります。かゝるに考へたわけであり、實は生産量なり保有量なりというものの最後の數字は、それは申すまでも、政府としましてその筋の了解を得ました最後の數字がきまつておるわけであり、ます。

おそれくお話しした山口縣の場合は、山口縣の割當が下つて後初めて山口縣に正式にお話ししたやうな、時間的にさういふ關係になつておると思つておられます。政府が最後のきめた數字に基きますと、山口縣の場合ももちろんさうであります。全国的に保有量を一概食ひこまないといふ計算に相なつておるのであります。それから代金の即時拂のお話ですが、これは私どもとしまして、かね／＼さういふ未端の要望に對しましては、實は意を配つておつたわけであり、ます。最近特に司令部からその點を指摘されたやうな關係もありません。特に司令部からは期限附で調査を求められておりましたので、未端の代金の支拂につきましては目下調査中であり、ます。なお重富委員の價格の告示が遅れてために遅れておるといふ點は、臨時的にさういふ事態が今日あるわけでありまして、その點は實ははなはだ申しわけないと思つておるわけであり、ます。御承知のように米の消費價格が十一月一日によりやくきまつたやうなわけで、今等級間の格差、それから品質の良否による價格の差等について計算をいたし、よりやくでき上つておるやうでありますので、近くこれは告示が出るようになると思つておられます。それが出れば假拂の問題は、それで解決すると思つておられます。最近非常に現なが未端にないといふやうな事情から、たとえそれが解決されなくても、なお代金の即時支拂の問題がいち／＼障害にぶつかつておるやうな問題は、依然としてその面からはあり得るわけであり、ます。この點は私どもは中央金庫とも先般來いろいろ相談を合つておるわけであり、ます。さらに最初申し上げましたやうに目下人を派して未端の實情を調査中であり、ます。大體見て見ると農業會の人手が足りないといふことが、一つ大きな原因であるやうであります。これは新しく米の取扱ひの手数料についても若干の増額を見たやうな關係も

ありますので、ある程度未端の農業會の人たちに充實させることによつて改善していききたい。かゝるに考へておられます。

○重富委員 ただいまのお話により、ますと農家の保有料には食い込まない計算になつておる。國の方ではさうになつておるが、實際現地においては食ひ込んで割當をしておるといふ實情が現われつつありますが、それに對しましてはその食い違ひをいかように處理されるお考えであるか、この點をお伺いいたしたいのであります。

○山根政府委員 最初申しましたやうに、實は割當のときから見込が兩者の間に一致しなかつたので、府縣がさういふ割當をしたことについて、私としましては強く追及できないやうな立場も若干あります。さらに割當の技術と申しますか、未端に割當を下しやすしいにする縣のある程度のやり方については、從來といへども認めてまつておりましたやうな關係上、山口縣のお話は先般承つてはおるものでありますけれども、今たまたまに割當を變更させるやうな處置をとる考えはないのであります。生産見込はあくまで見込であり、ますので、しかも近く實收高が確定したわけであり、ますので、實收高の確定を見終つた場合に、確定いたしました實收高に基いて、保有ははたしてどうなるかといふことがはつきりいたすわけであり、ますから、そのときにこの問題は處理いたしたい。かゝるに考へておられます。

○重富委員 そういたしますと、保有量といふことにつきましては、去年と同様な量を保有させるといふことは、要するに政府としては決定して

それが正しいかこれは私わからないの
です。おそらく山口縣の食糧委員會、
これも實際においてはわからない。歩
刈りをやつたわけでもなければ、た
手の先、見て歩いた検見です。そこ
が問題は、かまうにいたしまして農
家の保有量を二五%切り下げた。さら
下部の市町村では二五%にも切り下
るといふようなことになるのですが、
問題の起る點はこの點であると思
います。ある所に行きますと、一つの農
家にもやみ米が十俵も十五俵も残る。一
方においては飯米をなくして保有量を切
り下げて供出したという場合に、この
食糧をどうするか。もしも一%の
保有量を切り下げた農家に、それ以上
のものを保有しておいた場合に、山口
縣では一體それを再供出させるかどう
かということが問題となる。その再供
出されたものを、それならばかく保有
量を一一%切り下げたものに對して
いふことなんでありまして、これは私
山口縣出身の農林委員としてはなほ
悲しいわけでありまして、いわゆる政
治的なわけがあまり多過ぎるのでは
ないかと考へておるのであります。問
題といたしましては、大體この内情
を少しばかり知つておるのであります
が、結局これはこういふ意味でやつた
ものだというふうには解してございま
す。それは一部保有農家が供出をしな
いのであるから、それに對してその保
有量を切り下げて出さすといふこと
が、いわゆる通年保有の農家、ある
は二町、三町、四町執行してござい
ゆる富農を稱しておる者にとつて都合
がいいというふうな、いわゆる農家の
對立といふものがここに原因してお

る。ところが最近井上農林政務次官の
新聞紙上に發表せられるところによ
りますと、政府は一部農家の保有米から
さらに二割を切り下げる、こうい
ふことになりまして、宇部市とか下關市
においては、二五%切り下げた上にま
た二〇%切り下げるといふことにな
れば、差引五五%の保有量しかない。こ
ういふことを政府は認められるのかど
うかといふことを特に聴きたいのであ
ります。
それからもう一つ私特に申し上げた
のは、山口縣は御承知のごとく今年
は非常に早書でございました。ある
は一町つくつておる者が通年保有を
たないといふような現象も起つて
のであります。その場合にやはり今申
しましたような農家の保有をただ五
%だけをもたせる、われわれの考へ
から見ますならば、再生産に必要であ
らば、國がきめました四合の保有量
はどうしても置かざるべからぬと
考へるのであります。そのした現象
が起つてくるのであります。その場合
特に聴きたいのは、農家といはし
ましては、國がきめました保有量を絶
對に確保する。その残りだけを出すと
した場合に、その農家に對して強
制が行われるのか行われないのか。こ
れをはずりさせたい。それから縣の
食糧委員會が一%を切り下げた場合
に、それ以上を賣つた農家があ
ればそれはいわゆるやみ農家として、
一々摘發されるのかどうか、こうい
ふ點を聴きたいのであります。

○山根政府委員 順序を前後いたすか
もしませんが、私から守田議員にお答
えいたします。いろ／＼今度の山口縣
がとりました措置に、富農と貧農と申
しますが、その間の利害關係を含ませ
た政治的な意圖があるというお氣持の
ように承つたのであります。本年の
割當は、特に山口縣の場合には早書等
がありまして、相當きつかつたであ
うとは察するのではありませんが、きつ
なりにこれが公平に行われております
ならば、一應かりに縣が保有量を切
げる措置をとつたにいたしましたも
その間に貧農と富農との利害にアン
バランスが生ずる問題は起きないで
いかといふような感じをいたしてお
るわけでありまして、その他の問題に
ては重富委員に私がお答えいたしま
したように、生産見込が山口縣が百二
二萬六千石、私どもの方では百二十八
萬四千石、その間に六萬石の食い違
いがあるわけでありまして、最初申し
ましたように、百二十八萬四千石を確
定いたしましたのは、おそらく山口縣が割
當を下しました後に、時間的には確定
いたしましたような数字でありまし
て、おそらくその間縣としましては本
省と連絡をとりまして、本省の生産見
込の数字は常にキヤッチしておる思
うのであります。時間的にさうい
うような食い違いがありましたので、百
二十二萬六千石といふ本省の最後数字
と相當の開きがある数字を用いたよ
うな事情であらうと思つております。
しかし繰返して申し上げますように、私
ども縣に對しては、山口縣分として六十
四萬五千石の割當数字は、これは是非
非でも變更を認めるわけにいかぬので
あります。生産数量、そのもとにな
る面積なり段収なりについては著しい
變更のない限り、その間の計算上の便
宜と申しますか、割當を末端に下す技
術上、府縣知事がその数字を若干變更

守田議員 私が特に聴きたい
のは、山口縣の食糧委員會の決定が問
違つてゐるのかないかといふことであ
ります。便宜上こう言つて、さうし
て勝手に保有量を切り下げていく。必
要によつたならば三〇%でも保有量を
切り下げていくといふようなことが起
る。山口縣の食糧委員會がとつたこの
ことは、農林省としては生産の見込量
の通知が遅れたからやむを得なかつた
といふようにお聞きしておるのであり
ます。たとえ下關の宇部とがさらに
二五%保有量を切り下げた場合に、縣の
食糧委員會はそれがいけないといふこ
とを言つておるようでありまして、勝
手にこういふ保有量の切り下げをやつ
てもいいといふことになるわけござい
ますか、この點一應お聴きたい。
もう一つ井上政務次官がおつしやつ
た一部農家の保有量をさらに二〇%切
り下げるといふのは、山口縣に割當す
る六十五萬五千石の中で食糧委員會が勝
手に追加供出させるとか、食い延ばし
をさせるとか、その場合五五%の保有
量しか残らぬといふ現象が起きた場合
は、おそらく農民は承知すまいと思
う。片方にはやみ米をもつておる農民
もできてくる。さういふものを自由
に認めるといふ考へ方を政府はもつてお
られるか。

○山根政府委員 宇部、下關は二五
%も切り下げることをそのまゝにしてお
るかといふお話ですが、自家實收高が確
定して、保有高に食いこむことになる
かどうか確定したことになるれば、
はつきりするわけで、縣が勝手に保有高
を極端に切り下げて末端に割當ていく
ことは、私どもの方でも放任してお
くわけにいかない。言いかえれば程度問
題であらうと思つて、實收高が確定
した場合は、半分しか自分は保有高をも
たせてもらえないといふようなこと
になり、手持の食糧の食いこみとがあ
つて、この調整が不可能になるおそれ
も強くなると思つてあります。さうい
ふ意味で、私どもの方としても極端な
やり方は承認いたしたがたいのであり
ます。

守田議員 それから一部保有農家の保有を切
下げたのは、すでに決定した割當量が殖
える結果にはならないので、保有農家
の食い延ばし、保有期間を何日か延ば
すことによつて、全體の需給のゆとり
を若干みることにすると御承知願
いと思つて。
○守田議員 これは重富委員もおつ
しやつたことと私の申すことと同一
なると思つて、山口縣の實收量の
完全把握を農林省としてはやつて
だかぬと、ある農家は五〇%の保有
量しかない、ある農家はやみ米が相當
量という結論に到達すると思つて、
今日の場合實收高の把握は困難と思
うが、さういふ處置をとつてもら
えますか。もしも實收高において差異が生
じた場合はこれを調整するといふこと
を、はつきりと農林省の方でさうい
ふ通達をしていただかないと、今後
においてどういふことをやられるか
からないと思つて。

守田議員 守田議員は、重富委員も
おつしやつたことと私の申すことと
同一なると思つて、山口縣の實收量
の完全把握を農林省としてはやつて
だかぬと、ある農家は五〇%の保有
量しかない、ある農家はやみ米が相當
量という結論に到達すると思つて、
今日の場合實收高の把握は困難と思
うが、さういふ處置をとつてもら
えますか。もしも實收高において差異が生
じた場合はこれを調整するといふこと
を、はつきりと農林省の方でさうい
ふ通達をしていただかないと、今後
においてどういふことをやられるか
からないと思つて。

守田議員 守田議員は、重富委員も
おつしやつたことと私の申すことと
同一なると思つて、山口縣の實收量
の完全把握を農林省としてはやつて
だかぬと、ある農家は五〇%の保有
量しかない、ある農家はやみ米が相當
量という結論に到達すると思つて、
今日の場合實收高の把握は困難と思
うが、さういふ處置をとつてもら
えますか。もしも實收高において差異が生
じた場合はこれを調整するといふこと
を、はつきりと農林省の方でさうい
ふ通達をしていただかないと、今後
においてどういふことをやられるか
からないと思つて。

守田議員 守田議員は、重富委員も
おつしやつたことと私の申すことと
同一なると思つて、山口縣の實收量
の完全把握を農林省としてはやつて
だかぬと、ある農家は五〇%の保有
量しかない、ある農家はやみ米が相當
量という結論に到達すると思つて、
今日の場合實收高の把握は困難と思
うが、さういふ處置をとつてもら
えますか。もしも實收高において差異が生
じた場合はこれを調整するといふこと
を、はつきりと農林省の方でさうい
ふ通達をしていただかないと、今後
においてどういふことをやられるか
からないと思つて。

○山根政府委員 實收高の把握は、今日あるはずで、たんぼには稲がないというふうなことから、不可能じやないかというふうな御意見と思ひます。これはそつなく私どもの方で、統計調査局の方の事務所を通じて著々調査集計中でありまして、この数字は相當確實なものが近く確定した事になつております。それによつて最初申しましたように、確定いたしました實收高による、割當數量との差額、すなわち保有がどう響いてくるかという問題は、これは當然政府といたしましては、從來といえどもそうではあります。が、その措置は實收高確定後におきましては當然とらなければならぬと考へております。

○守田道輔君 即時この措置に對して通達してもらいたいです。

○山根政府委員 私の方で今用いておられます生産高を正式に府縣にも通知いたします。

○八木委員 井上次官の談をめぐつて私も供出問題について關連の質問をいたしましたのでありますが、議事の進行上、本問題は先に本委員会において供出小委員会が設置されておりますし、その委員会においては「應案を決定し、すでに本會議においても本委員会の決議として政府に要求してある事項であるのでありまして、すなわち具體的にわれわれの決定した供出對策基本要綱を作文に終らしたくない。具體的に實施することのできる問題と、できない問題とが、おのずから政府當局の實施官廳として見解があるものであらうから、それを基礎といたしましてさらに検討を重ねていきたい、こういうことになつておる關係もございすから、

ただいまの質疑應答のような具體的内容にわたりました、さらに問題をこの小委員会に付託して審議を進められることを希望いたしました、本日午前中はこの程度で休憩の動議を提出いたします。

○野澤委員長 ただいま八木委員から重富、守田議員の質疑の問題は供出小委員会としてこれを取上げて審議をしてもらいたい、かような意見であります。本委員会には供出對策に關しまする小委員会ができておりますので、以上の質疑に對しても、十分それを検討して政府當局と折衝するの必要ありと認めます。よつて八木委員の動議に對してさうに委員長は取上げていきたいと思ひますが、いかがでございすか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野澤委員長 さうにいたします。午前はこの程度で止めまして、午後一時から開會いたします。

午後零時十四分休憩

午後三時開議

○野澤委員長 再開いたします。石油配給公團法等の一部を改正する法律案の商業、鐵工業、農林の連合審査會を、明後十四日午後一時より開會いたしますから、委員各位の御出席をお願いいたします。

會議に付する議案中、農地調整法の一部を改正する法律案及び自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案、右二案を一括して政府の説明を願ひます。

農地調整法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を次のように改正する。

正する。

「地方長官」を「都道府縣知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「農地關係」を「農地關係等」に改める。

第二條に次の三項を加える。

本法ニ於テ薪炭林トハ耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ヲ謂フ

本法ニ於テ採草地トハ肥料若ハ飼料又ハ此等ノ原料ニ用フル草又ハ落葉ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本法ニ於テ放牧地トハ家畜ノ放牧ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條第一項中「市町村農業會」を削る。

第四條第一項中「農地」の下に「採草地又ハ放牧地(農地タル採草地又ハ放牧地ニ植林ノ目的其ノ他採草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採草地又ハ放牧地ヲ除ク)」を加える。

第五條第二號中「都道府縣又ハ農地開發營團」を「又ハ都道府縣」に改める。

第六條ノ二第一項及び第六條ノ四第一項中「地租法」を「土地權帳法」に改める。

第九條第三項中「解約(合意解約ヲ含ム以下同シ)」に、同條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條ノ二第一項但書を削る。

第十條、第十一條第一項及び第十

二條第一項中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。

第十四條ノ二 第八條、第九條及第九條ノ十ノ規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ貸借借其ノ他其ノ收益ヲ目的トスル有償ノ契約ニ付之ヲ適用ス

第十四條ノ三 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體自家用ノ薪若ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取、自家用ノ肥料若ハ飼料若ハ此等ノ原料ニ用フル草若ハ落葉ノ採取又ハ耕作者ガ耕作ニ附隨シテ生産シ若ハ飼育スル家畜ノ放牧ノ目的ニ供セラルル土地又ハ立木ノ使用收益ノ權利(以下使用權ト稱ス)ヲ取得スルノ必要アルトキハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受ケ土地又ハ立木ノ所有者(政府ヲ除ク其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ使用權ノ設定ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得

市町村農地委員會前項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者、同項ノ承認ヲ受ケントスル者、當該市町村ノ長及都道府縣農地委員會、都道府縣農地委員會又ハ當該市町村ノ區域ヲ其ノ地區ノ全部若ハ一部トスル森林組合、牧野組合其ノ他省令ヲ以テ定ムル團體ヲ代表スル者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ同項ノ承認ヲ受ケタル者ハ省令ノ定ムル所ニ依リ當該土地又ハ立木ノ關スル使用權ノ設定ニ關シ市町

村農地委員會ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得但シ同項ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ二月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ四 前條第三項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請アリタルトキハ市町村農地委員會ハ當該申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ共ニ旨ヲ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前條第三項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ハ前項ノ公示ノ日ヨリ二週間内ニ市町村農地委員會ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

市町村農地委員會ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後審議ヲ開始スベシ

裁定ハ其ノ申請ノ範圍ヲ超ニスルコトヲ得ズ

裁定ニ於テハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス

一 設定ヲ爲スベキ使用權ノ内容及存續期間並ニ當該權利ノ目的タル土地又ハ立木

二 對價並ニ其ノ支拂ノ方法及時期

三 土地又ハ立木ノ引渡ノ時期

四 使用收益開始ノ時期

市町村農地委員會裁定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ前條第一項ニ掲グル者ニ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前項ノ公示アリタルトキハ裁定ノ定ムル所ニ依リ當事者間ニ協議調ヒタルモノト看做ス

民法第二百七十二條但書及第六百十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之

四〇七

ヲ適用セズ
第十四條ノ五 前二條ノ規定ハ自作農創設特別措置法第三十條又ハ第三十七條ノ規定ニ依ル買収ヲ爲ス目的ヲ以テ省令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ニ付テハ之ヲ適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル賃貸借其ノ他ノ契約ノ解除ノ解約又ハ更新ノ拒絶ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

二 薪炭林ニ付慣行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合
第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ノアリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ヲキトキハ都道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示

スベキコトヲ請求スルコトヲ得
第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他ノ之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ヲ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付支障ヲ及ボサザル場合ヲ除クノ外都道府縣知事ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ設定シ、當該土地ノ形質ヲ變更シ又ハ立木ヲ損壞シ若ハ除去スルコトヲ得ズ但シ當該協議調ハザル場合ニ於テ同條第三項但書ノ期間内ニ同項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ヲキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ八 第十四條ノ三第二項ニ掲グル者第十四條ノ四ノ規定ニ依リ裁定ニ對シ不服アルトキハ同條第六項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ都道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得
都道府縣知事前項ノ訴願ヲ受理シタルトキハ同項ノ期間満了後一月内ニ裁定ヲ爲スベシ
都道府縣知事前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ都道府縣薪炭林等委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
都道府縣薪炭林等委員會ニ關スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條ノ二第三項第二號中「其ノ所有スル農地ニ付」を削り、同條第四項中「戶主若ハ家族を」親族若ハ其ノ配偶者に、同條第五項中「戶主又ハ家族を」を「親族又ハ其ノ配偶者」に改め、同條第十項を削る。

第十五條ノ三第一項中「戶主若ハ家族を」を「親族若ハ其ノ配偶者」に改める。
第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ
一 未成年者
二 禁治產者及准禁治產者
三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者
第十五條ノ五 選舉ニ關スル事務ハ地方自治法第八十一條ニ規定スル市町村ノ選舉管理委員會之ヲ管理ス

第十五條ノ七中「年齢多キ者ヲ取り年齢亦同ジトキハ」を削る。
第十五條ノ十五を削る。
第十五條ノ十八を第十五條ノ二十二とし、第十五條ノ十七を第十五條ノ二十一とする。
第十五條ノ十六中「第十五條ノ十三」を「第十五條ノ十五」に改め、同條を第十五條ノ十九とする。
第十五條ノ十四第三項を削り、同條を第十五條ノ十六とし、第十五條ノ十三を第十五條ノ十五とする。
第十五條ノ十二中「及自己ト同一戶籍内ニ在ル者」を「並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者」に改め、同條を第十五條ノ十三とする。

第十五條ノ九第二項中「市町村長」を「市町村ノ選舉管理委員會」に改め、同條第四項に次の但書を加え、同條を第十五條ノ十とする。
但シ同項本文中總委員トアルハ總委員ノ過半數トス

第十五條ノ八 前六條ニ規定スルモノノ外市町村農地委員會ノ選舉ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第十五條ノ十四 都道府縣知事ハ都道府縣農地委員會ノ請求ニ因リ市町村農地委員會ノ解散ヲ命スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ市町村農地委員會ノ解散アリタルトキハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ選舉ヲ行フコトヲ要ス

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第六項第八項第九項本文及第十五條ノ三乃至第十五條ノ十四ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第六項中五人トアルハ十人、三人トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第八項中三人トアルハ五人、第十五條ノ五及第十五條ノ十第二項中市町村ノ選舉管理委員會トアルハ都道府縣ノ選舉管理委員會、第十五條ノ二第八項、第十五條ノ十第三項及第十五條ノ十四第一項中都道府縣知事トアルハ主務大臣、第十五條ノ十第二項中當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者トアルハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者(選舉區ノアル場合ニ在リテハ同一選舉區ニ屬スル者ニ限ル)、委員トアルハ委員(選舉區ノアル場合ニ在リテハ當該選舉區ニ屬スル委員ニ限ル)、第十五條ノ十四第一項中都道府縣農地委員會トアルハ中央農地委員會トス

府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決ガ法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スルコトヲ得但シ議決ノアリタル日ヨリ一月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
都道府縣知事前項ノ規定ニ依ル都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決ガ仍法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ニ對シ其ノ取消ヲ請求スルコトヲ得
第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會第二項ノ規定ニ依リ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ノアリタル日ヨリ一月内ニ其ノ取消ノ可否ヲ議決スベシ

第十五條ノ二十 市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ委員及其ノ事務ニ從事スル者ハ登記所、土地臺帳所管廳、家屋臺帳所管廳又ハ市町村ノ事務所ニ就キ無償ニテ第十五條又ハ第十五條ノ十五ニ規定スル事項ヲ處理スルニ必要ナル簿書ノ閱覽又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得
第十七條ノ三 本法中都道府縣知事又ハ都道府縣知事ニ關スル規定ハ特別市ノ指定アリタルトキハ政令ヲ以テ定ムル時期迄ハ當該特別市ノ區域ヲ合ム指定前ノ都道府縣又ハ其ノ知事ニ、市町村又ハ市町村長ニ關スル規定ハ特別區ノ存スル地ニ在リテハ特別區又ハ特別區ノ區長ニ、地方自治法第五十五條第二

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第六項第八項第九項本文及第十五條ノ三乃至第十五條ノ十四ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第六項中五人トアルハ十人、三人トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第八項中三人トアルハ五人、第十五條ノ五及第十五條ノ十第二項中市町村ノ選舉管理委員會トアルハ都道府縣ノ選舉管理委員會、第十五條ノ二第八項、第十五條ノ十第三項及第十五條ノ十四第一項中都道府縣知事トアルハ主務大臣、第十五條ノ十第二項中當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者トアルハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者(選舉區ノアル場合ニ在リテハ同一選舉區ニ屬スル者ニ限ル)、委員トアルハ委員(選舉區ノアル場合ニ在リテハ當該選舉區ニ屬スル委員ニ限ル)、第十五條ノ十四第一項中都道府縣農地委員會トアルハ中央農地委員會トス

第十五條ノ十八 都道府縣知事都道府縣農地委員會トス

府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決ガ法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スルコトヲ得但シ議決ノアリタル日ヨリ一月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
都道府縣知事前項ノ規定ニ依ル都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決ガ仍法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ニ對シ其ノ取消ヲ請求スルコトヲ得
第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會第二項ノ規定ニ依リ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ノアリタル日ヨリ一月内ニ其ノ取消ノ可否ヲ議決スベシ

第十五條ノ二十 市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ委員及其ノ事務ニ從事スル者ハ登記所、土地臺帳所管廳、家屋臺帳所管廳又ハ市町村ノ事務所ニ就キ無償ニテ第十五條又ハ第十五條ノ十五ニ規定スル事項ヲ處理スルニ必要ナル簿書ノ閱覽又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得
第十七條ノ三 本法中都道府縣知事又ハ都道府縣知事ニ關スル規定ハ特別市ノ指定アリタルトキハ政令ヲ以テ定ムル時期迄ハ當該特別市ノ區域ヲ合ム指定前ノ都道府縣又ハ其ノ知事ニ、市町村又ハ市町村長ニ關スル規定ハ特別區ノ存スル地ニ在リテハ特別區又ハ特別區ノ區長ニ、地方自治法第五十五條第二

第十五條ノ十八 都道府縣知事都道府縣農地委員會トス

第十五條ノ十八 都道府縣知事都道府縣農地委員會トス

項ノ市ニ在リテハ區又ハ區長ニ、特別市ニ在リテハ行政區又ハ行政區ノ區長ニ、全部事務組合又ハ役場事務組合ノ存スル地ニ在リテハ組合又ハ組合管理者ニ之ヲ適用ス第十七條ノ五第二號中「第九條第三項」の下に「第十四條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加え、同條第三號を第四號とし、同條第二號の次に次の一號を加える。

三 第十四條ノ七ノ規定ニ違反シタル者
第十七條ノ六中「若ハ第三號前段」を「第三號若ハ第四號前段」に改める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、改正後の第十五條ノ二第四項第五項及び第十五條ノ三第一項の規定は、昭和二十二年五月三日から、これを適用し、改正後の第十五條ノ十七の規定中第十五條ノ二第三項乃至第五項及び第十五條ノ三乃至第十五條ノ五の規定を適用する部分は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二條 第四條の改正規定は、この法律施行の際現に存する採草地又は放牧地（農地たる採草地又は放牧地並びに植林の目的その他採草及び家畜の放牧以外の目的に主として供せられてゐる採草地又は放牧地を除く。以下同じ。）に關する契約で當該契約に係る権利の設定又は移轉に關する登記及び當該採草地又は放牧地の引渡のいづれもが完了してゐないものについて、これを適用する。

第三條 昭和二十年十一月二十三日現在における農地の賃借人で同日以後第九條第三項の改正規定施行の日前に賃借借の解除、條約（合意解約を含む。以上同じ。）又は更新の拒絶に因つて當該農地の賃借人でなくなつたものは、市町村農地委員會の承認を受け、當該農地の昭和二十年十一月二十三日現在における所有者又はその承継人（同日現在における當該賃借借の賃借が所有權に基いてされたものでない場合には、賃借人又はその賃借の基礎となつた権利の承継人。以下同じ。）に對し、當該農地につき賃借借契約を締結することに關し協議を求めることができ

左の各號の一に該當する場合に於ては、市町村農地委員會は、前項の承認をすることができない。
一 前項の賃借借の解除、解約又は更新の拒絶に係る農地が昭和二十年十一月二十三日現在における當該農地の所有者又はその承継人以外の者の耕作の業務の目的に供されてゐる場合
二 都道府縣農地委員會において前項の賃借借の解除、解約又は更新の拒絶のあつたときにおける當該所有者又はその承継人及び賃借人に就いての事情を調査して當該賃借借の解除、解約又は更新の拒絶を適法且つ正當であると認められた場合
三 前二號の外市町村農地委員會において前項の承認の申請が信義に反すると認められた場合
四 前項の承認を申請した者が所

有權、賃借權、使用賃借による權利又は永小作權に基いて自作農創設特別措置法第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區につき定められた同號の面積に代るべき面積を超える面積の農地に就き現に耕作の業務を営んでゐる場合
五 昭和二十年十一月二十三日現在における第一號の農地の所有者又はその承継人が現に當該農地に就き耕作の業務を営む場合に於ては、その者が當該農地に就いての耕作の業務をやめるときは、その生活状態が前項の承認を申請した者の生活状態に較べて著しくわるくなる場合
第一項の場合において、協議が調はず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けたい者は、命令の定めるところにより、當該農地の賃借借に關し市町村農地委員會の裁定を申請することができ。但し、同項の承認を受けた後二箇月を経過したときは、この限りでない。
市町村農地委員會は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく第一項の規定による協議の當事者にその旨を通知しなければならない。
第三項の裁定に對し不服ある者は、前項の通知を受けた日から一箇月以内に都道府縣農地委員會に訴願することができる。
都道府縣農地委員會は、前項の訴願を受理したときは、同項の期間満了後一箇月以内に裁決してなければならぬ。
第一項の請求に係る農地につ

き、第三項の規定により賃借權を設定すべき旨の裁定があつた場合において第五項の規定による訴願が却下され、若しくは同項の期間内に訴願の提起がないとき、又は前項の規定により賃借權を設定すべき旨の裁定があつたときは、當該裁定又は裁決して定めるところにより、當該農地につき賃借權が設定されたものとみなす。
前項の規定による賃借權の設定については、民法第六百十二條の規定は、これを適用しない。

第四條 市町村農地委員會が前條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定の申請を受けた日から二箇月以内に當該申請に係る農地につき同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をしない場合において、當該申請をした者がその期間經過後一箇月以内に都道府縣農地委員會に對して當該市町村農地委員會に同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をすべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府縣農地委員會は、當該市町村農地委員會に對して同條第一項又は第三項の規定により承認又は裁定をすべき旨を指示しなければならない。
前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第三號中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と読み替へるものとす

第五條 前二條の規定による處分で違法なもの取消又は變更を求めた訴は、昭和二十二年法律第七十

五號第八條の規定にかかわらず、當事者がその處分があつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならぬ。但し、處分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかわらず、訴を提起することができない。
前項の訴の提起は、前二條の規定による處分の執行を停止しない。

第六條 第九條第三項の改正規定施行後命令で定める時期までは、改正後の第九條第三項（第十四條ノ二）において準用する場合を含む。以下同じ。中「市町村農地委員會ノ承認」とあるのは、「都道府縣知事ノ許可」と、改正後の同條第四項及び第五項中「承認」とあるのは、「許可」と読み替へるものとす

第七條 第十五條ノ十四の改正規定施行の際現に都道府縣農地委員會の委員たる者は、改正前の同條第三項第一號乃至第三號の規定により互選された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第三項各號の規定により選舉されたものとみなし、改正前の第十五條ノ十四第三項第四號の規定により選任された委員にあつては改正後の第十五條

ノ十七において準用する第十五條ノ二第八項の規定により選任されたものとみなす。

前項の規定は、委員の任期に影響を及ぼさない。

第八條 第十五條ノ十八の改正規定施行前にした都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の議決については、同條第一項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

自作農創設特別措置法の一部が改正法により改正する。

「地方長官」を「都道府縣知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中創設し、「の下に」「又、土地の農業上の利用を増進し、」を加える。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において、農地とは、耕作の目的に供される土地をいひ、牧野とは、家畜の放牧又は採草の目的に供される土地（農地並びに植林の目的その他家畜の放牧及び採草以外の目的に主として供される土地を除く。）をいふ。

同條第三項中「前項」及び「同項」を「前二項」に、「耕作の業務を営む者の同居の戸主若しくは家族又は耕作の業務を営む者の戸主若しくは家族」を「耕作若しくは家畜の業務を営む者の同居の親族若しくはその配偶者又は耕作若しくは家畜の業務を営む者の親族若しくはその配偶者」に、「耕作」を「耕作又は養畜」に改め、同

條第二項の次に次の一項を加える。

この法律において、自作牧野とは、耕作又は家畜の業務を営む者が所有権に基き家畜の放牧又は採草の目的に供してある牧野をいひ、小作牧野とは、耕作又は家畜の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作權又は質權に基き家畜の放牧又は採草の目的に供してある牧野をいふ。

第三條第一項第一號中「以下同じ」を「以下本條、第四條及び第七條第二項において同じ」に、同條第四項中「第七號」を「第七號及び第八號」に改め、同條第五項第一號中「第三號の面積」の下に「（第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積）を加え、同條に次の一項を加える。

前項第一號又は第三號の規定の適用については、左の場合に限り、當該自作農又は法人その他の團體の営む耕作の業務は、これを適正なものとする。

一 自作農については、その者が當該農地を効率的に耕作するのに充分な自家勢力を有し得る場合又は當該農地を分割して耕作することに因つてその生産の減退が必至であると認められる場合

二 法人その他の團體については、當該農地を分割して耕作することに因つてその生産の減退が必至であると認められる場合又は耕作の業務が法人その他の團體の主たる業務の運営に欠くことのできないものである場合

第四條第一項中「戸主若しくは家族」を「親族若しくはその配偶者」に、同項及び同條第二項中「第二條第三項」を「第二條第四項」に改める。

第五條第二號中「都道府縣農業會、市町村農業會、農業實行組合、農地開發營團」を削り、同條第三號中「又は農事指導の目的」を「若しくは農事指導の目的又は主として省令で定める耕作以外の目的」に、同條第四號中施行する土地を「施行する土地その他主務大臣の指定するこれに準ずる土地」に、同條第五號中「指定」を「指定し、又は都道府縣農地委員会の指定」に、同條第六號中「當該農地を」を「當該農地但し、その自作農の所有する農地の面積が第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えるときは、その面積を超えない」と改め、

同條第七號を第八號とし、同條第六號の次に次の一號を加える。

七 第四十條の二の規定による買収のあつた後において所有する牧野を以て開墾した自作農

第五條の二 都道府縣が農業技術の現地指導の目的に供するため昭和二十一年十二月二十九日以後において賃借権、使用貸借による権利又は永小作權を取得した農地については、前條第一號の規定は、これを適用しない。但し、これらの権利の取得の當時當該農地の所有者が當該農地に就いて耕作の業務を営む自作農である場合において、當該農地と當該自作農が現に

耕作の業務を営む自作農との面積の合計が第三條第一項第三號の面積（同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積以下本條において同じ。）を超えないときは、當該農地の全部、同號の面積を超えるときは、當該農地のうち當該自作農の面積との合計が同號の面積に達するまでの部分については、この限りでない。

第六條第三項中「地租法」を「土地臺帳法」に、同條第五項中「市役所又は町村役場」を「市町村の事務所」に改める。

第六條の二 昭和二十年十一月二十三日現在において小作地に就き耕作の業務を営んでゐた小作農（その小作農が當該小作地につき同日現在において有してゐた賃借権、使用貸借による権利又は永小作權を當該小作農から譲り受けた者を含む。以下本條において同じ。）で同日以後において當該小作地に就いての耕作の業務をやめたもの若しくは同日現在における小作地で同日現在におけるその所有者若しくははその所有者の住所が同日以後において變更したものに就き同日以後引き続き耕作の業務を営んでゐる小作農又はこれらの者の相続人が、市町村農地委員会に對して當該小作地の同日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における事實に基いて前條の規定による農地買収計畫を定めるべきことを請求したときは、市町村農地委員会

は、當該所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における事實に基いて農地買収計畫を定めなければならない。前項の請求があつた場合において、市町村農地委員会は、同項の規定による農地買収計畫において左の各號の一に該當する小作地を買収すべきことを定めることとはできない。

一 昭和二十年十一月二十三日現在における小作地の同日現在におけるその所有者又はその承継人が同日以後において當該小作地の賃借権の解除若しくは解約（合意解約を含む。以下同じ。）をし、又は更新を拒絶した場合において、都道府縣農地委員会が當該賃借権の解除若しくは解約又は更新の拒絶のあつたときにおける當該所有者又は承継人及び小作農に就いての事情を調査して當該解除若しくは解約又は更新の拒絶を適法且つ正當であると認められた場合、當該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

二 前號の外市町村農地委員会において前項の請求が信義に反すると認められた場合、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を営んでゐた小作地

三 前項の小作農又はその相続人が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作權に基いて第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積

に代るべき面積を超える面積の農地に就き現に耕作の業務を営んでゐる場合、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を営んでゐた小作地

四 昭和二十年十一月二十三日現在における事實に基いて定められた農地買収計畫によつて買収をするときは、當該小作地の同日現在における所有者又はその承継人で同日以後において當該小作地に就き耕作の業務を営むものの生活状態が同項の請求をした者の生活状態に較べて著しくわるくなる場合、その請求をした者が同日現在において耕作の業務を営んでゐた小作地の

第六條の三 市町村農地委員会が前條第一項の請求を受けた日から二箇月以内に當該請求に係る小作地の昭和二十年十一月二十三日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同項の規定により農地買収計畫を定めない場合において、當該請求をした者がその期間經過後一箇月以内に都道府縣農地委員会に對して當該市町村農地委員会に同項の規定により農地買収計畫を定めるべき旨を指示しなければならぬ。

第六條の四 前二條の規定の適用については、昭和二十年十一月二十三日現在において第三條第五項第二號に規定する自作地に就き請負その他の契約に基いて耕作の業務を営んでゐた者で同日以後當該自作地に就いての耕作の業務をやめたものは、これを小作地とみなし、當該自作地は、これを小作地とみなす。

第六條の五 昭和二十年十一月二十三日現在と第六條の規定による農地買収計畫を定める時期とにおいて、所有権、賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作権その他の権利に基いて耕作の業務を営む者が異なり、又は所有者若しくは所有者の住所が異なる農地及び同日現在における農地で同日以後において農地でなくなつたものについては、市町村農地委員会は、第六條の二第一項の請求がない場合でも、同日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買収計畫を定めることができる。

前項の場合には、前條第二項の規定を適用する。この場合において、同項第二號中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と讀み替へるものとす。

第六條の四 前二條の規定の適用については、昭和二十年十一月二十三日現在において第三條第五項第二號に規定する自作地に就き請負その他の契約に基いて耕作の業務を営んでゐた者で同日以後當該自作地に就いての耕作の業務をやめたものは、これを小作地とみなし、當該自作地は、これを小作地とみなす。

第六條の五 昭和二十年十一月二十三日現在と第六條の規定による農地買収計畫を定める時期とにおいて、所有権、賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作権その他の権利に基いて耕作の業務を営む者が異なり、又は所有者若しくは所有者の住所が異なる農地及び同日現在における農地で同日以後において農地でなくなつたものについては、市町村農地委員会は、第六條の二第一項の請求がない場合でも、同日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買収計畫を定めることができる。

市町村農地委員会は、第一項の農地につき第六條の二第一項の規定により農地買収計畫を定めることの可否につき審議しなければならぬ。

市町村農地委員会は、前項の審議において第一項の規定により農地買収計畫を定めることを否したときは、その理由を議事録に記すなければならない。

第七條第一項中「前條」を「第六條」に、「前條第二項中「前項」を「第一項」に、「前條第五項」を「第六條第五項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加へる。

前項の農地につき所有権を有する者が當該農地のある市町村の区域内に住所を有するときは、その者が當該市町村の区域内において所有する農地に就き耕作の業務を営む小作農地についても、また同項と同様とする。この場合には、第四條第一項の規定を適用する。

第八條中「同條第二項」を「同條第三項」に、「同條第三項」を「同條第四項」に、「同條第四項」を「同條第五項」に改める。

第九條第三項を削る。

第十二條の二 前條第一項の規定により政府の取得した農地がその取得の當時電氣事業法による電氣事業者又は同法第三十條第二項の事業を営む者（以下電氣事業者と總稱する。）の所有に屬し、電線路の施設の用に供されてゐるものであるときは、その取得の時に當該電氣事業者のために、省令の定めるところにより、當該農地につき賃借権が設定されたものとみなす。但し、當該電氣事業者が反對の意思を表示したときは、この限りでない。

前項の場合には、前條第三項の規定を適用する。

第十三條第一項但書中「抵當権がある場合において、當該權利を有する者の請求があるときは、又は當該權利を有する者が知れないときは」を

「抵當権があるときは、當該權利を有する者から供託をせしなくともよ旨の申出がある場合を除いて、政府は」に、同條第三項中「又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた當該都道府縣別の面積に代るべき面積を超えるときは、當該都道府縣別の面積又は當該都道府縣別の面積に代るべき面積」を「面積」に改め、同條の面積」に改める。

第十四條 第三條の規定により買収した農地の對價の額に不服ある者は、訴を以てその増額を請求することができる。但し、令書の交付又は第九條第一項但書の公告のあつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

第十五條 第一項本文中「買収する農地の下に」若しくは第十六條第一項の命令で定める農地を、「農業用施設」の下に「水の使用に關する權利、立木」を、同項第一號中「農地」の下に「又は第十六條第一項の命令で定める農地」を、「農業用施設」の下に「水の使用に關する權利又は立木」を、「水の使用に關する權利又は立木」を、同項第二號中「農地」の下に「又は第十六條第一項の命令で定める農地」を加へ、同號及び同條第三項中「採草地」を「牧野」に、同條第二項中「第十二條」を「第十二條の二」に改める。

第十六條 第二項を次のように改める。

政府は、特別の事情があるときは、前項に掲げる農地を省令で定める團體に賣り渡すことができる。

前項の規定による賣渡を受けた團體が行ふ農地の管理又は賣渡に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十八條 第四項中「市役所又は町村役場」を「市町村の事務所」に改める。

第十九條 第二項中「第二項乃至第四項」を「第三項乃至第五項」に、「同條第二項」を「同條第三項」に改める。

第二十一條 第二項中「適用する」の下に「この場合において、同條第一項中「増額」とあるのは、「減額」と讀み替へるものとする。」を加へる。

第二十二條 第一項中「第十六條の規定による賣渡があつた農地につき第十二條第二項の規定により設定された權利がある場合」を「第三條の規定により買収した農地で第十二條第二項の規定による權利の設定があつたもの及び第十六條第一項の命令で定める農地で賃借権、使用貸借による權利、永小作権、地上權又は地役權の設定されてゐるものにつき同條の規定による賣渡があつた場合」に改め、同項に次の但書を加へる。

但し、電氣事業者のために電線路の施設を目的として設定されてゐる當該農地に關する權利は、この限りでない。

同條第二項但書中「取得した者」の下に「又は第十六條第一項の命令で定める農地につき、省令で定める公告のあつた後前項の規定により消滅した權利を取得した者」を加へる。

同條第六項を次のように改める。

を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。
前項の訴においては、國を被告とする。

第二十六條の二 政府は、命令の定めるところにより、第十六條の規定により賣り渡した農地の對價の徵收を市町村にさせることができる。

市町村が避けられない災害に因つて前項の規定による徵收金を失つたときは、政府は、省令の定めるところにより、その責任を免除することができる。

第一項の對價の支拂期限を過ぎてもその對價を支拂はない者があるときは、政府は、命令の定めるところにより、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徵收する。

第一項の對價並びに前項の督促手数料及び延滞金は、國稅滯納處分の例によりこれを徵收することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二十八條第一項中「又はその相繼人が當該農地に就いての自作をやめようとするとき」と若しくはその者から當該農地の所有權を承継した者が當該農地に就いての自作をやめようとするとき、又は同條第二項の省令で定める團體が同條第三項の省令に違反したとき」に改め、同條第二項中「第六條第三項」の下に「及び第十四條」を加え、同條に次の三項を加える。

政府は、第一項の規定による買収により農地を取得したときは、命令で定める場合を除いて、遲滞なく自作農として農業に精進する

見込のある者に當該農地を賣り渡さなければならぬ。

前項の規定による賣渡については、第十條、第十六條第二項第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條の規定を準用する。この場合において、第十七條中「前條」とあるのは、「第二十八條第三項」と読み替へるものとする。

第三項の規定により賣り渡した農地については、前四項の規定を準用する。

第二十九條中「土地又は建物」を「水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物又は政府の所有に屬する農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物で命令で定めるところに、」及び第二十六條を「第二十六條、第二十六條の二及び前條」に改める。

第二十九條の二 第三條若しくは第十五條の規定により買収した土地、農業用施設、水の使用に關する權利、立木若しくは建物又は政府の所有に屬する土地、農業用施設、水の使用に關する權利、立木若しくは建物で命令で定めるところの借賃、小作料、地代その他の使用料の徵收については、第二十六條の二の規定を準用する。

第三十條第一項中「創設」の下に「し、又は土地の農業上の利用を増進を、同條第三號中「農地」の下に「又は牧野」を加え、同條第一號中「農地以外」を「農地及び牧野以外」に改め、同項に次の二號を加える。

八 第一號及び第三號の土地を除く外農地の開發上必要な土地

九 公有水面の埋立をする權利
同條第二項中「又は第七號」を「乃至第八號」に改める。
第三十條の二 主務大臣は、前條の規定による買収又は使用をするため必要があるときは、期間を定め、買取又は使用豫定地域を指定することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。
主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公告しななければならない。

第一項の規定による指定があつたときは、同項の規定により定められた期間内には、當該買収又は使用豫定地域内において左の各號の一に該當する行為をしようとする者は、都道府縣知事の許可を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

一 土地の形質の變更
二 竹木の植栽若しくは伐採又は土地に定着する物件の移轉、除去若しくは損壞
三 土地又は土地に定着する物件の讓渡

前項の許可を受けなかつた同項第三號に該當する行為は、その效力を生じない。
政府は、第一項の規定による指定に因つて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第三十一條第一項中「前條」を「第三十條」に、同條第四項中市役所又は町村役場」を「市町村の事務所」に、同條第五項中「第七條第二項」を「第七條第三項」に、「前條第五項」を「第六條第五項」に改める。

第三十二條第二項中「當該官吏」を「當該官吏に改める。
第三十二條の二 當該官吏又は都道府縣農地委員會の委員若しくはその事務に従事する者は、登記所、漁業免許に關する登録、土地臺帳若しくは家屋臺帳の所管廳又は市町村の事務所に就き、無償で第三十條の規定による買収又は使用に關し必要な簿書の閲覧又は謄寫を求めることができる。
第三十四條に次の一項を加える。

第三十條第一項の規定による買収に係る土地が、その買収の當時電氣事業者が所有權、賃借權、使用貸借による權利又は地上權に基き電線路の施設の用に供しているものである場合には、前項において準用する規定の外、第十二條第二項第三項及び第十二條の二の規定を準用する。

第三十八條第二項中「及び第三十二條第一項」を「第三十二條第一項及び第三十二條の二」に、「第七條第二項」を「第七條第三項」に、「前條第五項」を「第六條第五項」に改める。
第三十九條第三項中「第二十二條第三項乃至第七項」を「第二十二條第三項乃至第八項」に改める。
第四十條の二 左に掲げる牧野は、政府が、これを買収する。

一 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域（その隣接市町村の區域を含む。以下第二號及び第四號において同じ。）外において所有する小作牧野
二 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において、北海道にあつては一町歩、都府縣

にあつては中央農地委員會が都府縣別に定める面積を超える小作牧野を所有する場合、その面積を超える面積の當該區域内の小作牧野

三 牧野の所有者が所有する自作牧野の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積以下同じ。）が、北海道にあつては二十町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の自作牧野

四 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において所有する小作牧野の面積とその者の所有する自作牧野の面積の合計が前號に規定する面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該區域内の小作牧野

前項第二號又は第三號の規定の適用については、第三條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは、「第四十條の二第一項」と、「一町歩」とあるのは、「三段歩」と、「三町歩」とあるのは、「五町歩」と、同條第三項中「第一項」とあるのは、「第四十條の二第一項」と読み替へるものとする。

第一項第三號の都府縣別の面積又は前項において準用する第三條第三項の規定により都道府縣農地委員會が定める同號の面積に代るべき面積は、四十町歩を超えてはならない。

第一項第三號の都府縣別の面積又は前項において準用する第三條第三項の規定により都道府縣農地委員會が定める同號の面積に代るべき面積は、四十町歩を超えてはならない。

第一項第三號の都府縣別の面積又は前項において準用する第三條第三項の規定により都道府縣農地委員會が定める同號の面積に代るべき面積は、四十町歩を超えてはならない。

第一項第三號の都府縣別の面積又は前項において準用する第三條第三項の規定により都道府縣農地委員會が定める同號の面積に代るべき面積は、四十町歩を超えてはならない。

第一項の牧野の外左に掲げる牧野で、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が自作農の創設上政府において買収することを相當と認めたるものは、政府が、これを買収する。

一 農地を所有しない者又は耕作若しくは養畜の業務を営まない者の所有する小作牧野

二 自作牧野の所有者が牧野を集約的に利用することに因つて第一項第三號の面積(その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を控除して得た面積以下本號において同じ。)以下において、省令の定めるところにより、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会において定める一定面積の牧野を以て同號の面積の牧野と同程度の生産をあげることができると認められる場合、同號の面積からその一定面積を控除して得た面積の當該自作牧野

三 耕作又は養畜を主たる業務とし、ない法人その他の團體の所有する牧野

四 牧野で所有權その他の權原に基きこれを家畜の放牧又は探草の目的に供することのできる者が現に當該目的に供してゐないもの

五 前各號に掲げるものを除く外牧野でその所有者が市町村農地委員会に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの
第一項乃至前項の規定の適用に

ついで、第四條第一項の規定を、第一項の規定の適用については、同條第二項の規定を準用する。この場合において同條中「市町村の區域」とあるのは「市町村の區域(その隣接町村の區域を含む。)」と讀み替へるものとする。

政府は、必要があると認めるときは、左に掲げるものを買収することができる。

一 第一項又は第四項の規定により買収する牧野の上にある立木又は建物その他の工作物

二 第一項若しくは第四項の規定により買収する牧野又は當該牧野を以て造成される農地の利用上必要な農業用施設又は水の使用に關する權利

第四十條の三 政府は、左の各號の一に該當する牧野については、前條の規定による買収をしない。

一 都道府県又は市町村の所有に屬し、公用又は公用に供してゐる牧野で主務大臣の指定したるもの

ら試験研究の目的に供してゐる牧野

四 前各號に掲げるものの外、省令の定めるところにより、主務大臣の指定したる牧野

五 自作牧野を家畜の放牧又は探草の目的に供してゐた者が第五條第六號に規定する事由に因つてその自作牧野を自ら家畜の放牧又は探草の目的に供することができなため一時當該自作牧野につき賃借權又は使用貸借による權利を設定した場合、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が、その自作牧野の所有者が近く當該牧野を自ら家畜の放牧又は探草の目的に供するものと認め、且つそのことを相當と認める當該牧野但し、その者が所有する牧野の面積(その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積)が前條第一項第三條の面積又は同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えるときは、その面積を超えない面積の當該牧野に限る。

第四十條の四 政府が第四十條の二の規定による買収をするには、市町村農地委員会(省令で定める場合にあつては、都道府県農地委員会以下第四項において同じ。)の定める牧野買収計畫によらなければならぬ。

牧野買収計畫においては、買収すべき牧野、立木、建物その他の工作物又は權利並びに買収の時期及び對價を定めなければならない。

前項の對價は、省令の定めるところにより、牧野にあつては當該牧野の近傍類似の農地の時價を參酌し、牧野以外のものにあつては時價を參酌してこれを定める。

市町村農地委員会は、牧野買収計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から二十日間第四十條の二の規定により買収すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

一 買収すべき牧野、立木、工作物又は權利の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買収すべき牧野については、その所在、地番、地目及び面積、立木については、その樹種、數目及び所在の場所、工作物については、その種類及び所在の場所

三 對價

四 買収の時期

中「同條第五項」とあり、又は第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と、第七條第二項中「市町村の區域」とあるのは、「市町村の區域(その隣接市町村の區域を含む。)」と讀み替へるものとする。

第四十條の五 第四十條の二の規定による買収については、第九條乃至第十二條、第十四條、第十三條第一項第二項、第十四條及び第三十二條乃至第三十三條の規定を準用する。この場合において、第三十二條第一項中「都道府県農地委員会」とあるのは、前條第一項の省令で定める場合を除いて、市町村農地委員会」と讀み替へるものとする。

政府は、前項において準用する第三十二條第一項(同條第二項)において準用する場合を含む。以下第三項において同じ。の規定による行為、前項において準用する第三十三條第一項の規定による収去又は同條第四項において準用する第十二條第一項の規定による權利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行為に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第一項において準用する第三十三條第一項の規定による収去の場合にあつては、當該物件に關し擔保權以外の權利を有した者、第一項において準用する第三十三條第二項の規定による買収の場合にあつては、當該土地、權利又は立木、

中「同條第五項」とあり、又は第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と、第七條第二項中「市町村の區域」とあるのは、「市町村の區域(その隣接市町村の區域を含む。)」と讀み替へるものとする。

工作物その他の物件に關し所有權及び擔保權以外の權利を有した者に限る。但し、その者が第四十條の四第四項の規定による公告のあつた後當該權利を取得した者であるときは、この限りでない。

第二項の補償金額については、第二十二條第三項乃至第八項の規定を適用する。この場合において、同條第四項及び第五項中「市町村農地委員會」とあるのは、第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行為に係る補償については、同項の規定により市町村農地委員會がした行為に係る場合を除いては、「都道府縣農地委員會」と、その他の補償については、「都道府縣知事」と讀み替へるものとする。

第四十條の六 第四十條の二の規定による買収のあつた牧野で都道府縣農地委員會が、省令の定めるところにより、指定するものにつき、前條第一項において準用する第十二條第二項の規定により設定された權利がある場合において、當該牧野を開闢して自作農を創設するため第四十一條の規定による當該牧野の賣渡がある前に當該權利を消滅させる必要があるときは、都道府縣農地委員會は、當該權利の消滅すべき時期を指定することができる。

前項に規定する權利は、同項の規定により指定された時期に消滅する。

前項の場合には、第二十二條第二項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第二

項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と讀み替へるものとする。

第一項に規定する牧野については、第四十條の規定を適用する。第四十一條第一項を次のように改める。

政府は、左に掲げるものを農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡し、又は賃貸することができる。

一 第三十條、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む）、第三十六條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用した土地、權利又は立木、工作物その他の物件

二 政府の所有に屬する牧野若しくはその上にある立木、建築物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に關する權利で、政令の定めるところにより、農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡すべきものと決定されたもの

三 政府の所有に屬する土地物件で、政令の定めるところにより、農地の開發又は開發後における土地の利用に供すべきものと決定されたもの

四 公有水面埋立法により主務大臣が造成した埋立地

同條第二項中「第二十六條」を「第二十六條の二」、「第三十一條

の規定による未墾地買収計畫により買収し、又は使用した土地（第三十條第一項第二號に規定する土地を含む）、權利、立木又は工作物の賣渡又は賃貸については、「第十七條中「前條」とあるのは、「第四十一條第一項」と、「同條」とあるのは、「同項」と讀み替へるものとし、市町村農地委員會の定められた未墾地買収計畫又は牧野買収計畫により買収した土地を賣り渡し、又は賃貸する場合を除いては」に改め、同條第三項を次のように改める。

市町村農地委員會が定めた牧野買収計畫により買収した牧野を第一項の規定により賣り渡す場合には、前項において準用する規定の外、第二十六條、第二十七條及び第二十八條第一項乃至第三項第四項本文第五項の規定を適用する。この場合において、第二十八條第三項中「自作農として農業に精進する見込のある者」とあるのは、「第四十一條第一項に規定する者」と、同條第四項中「第十條、第十六條第二項第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條」とあるのは、「第四十一條第二項第三項」と讀み替へるものとする。

第一項の規定により牧野を賣り渡す場合には、第三項において準用する規定の外、第二十二條の規定を適用する。この場合において

て、同條第一項及び第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、第二十二條第二項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と讀み替へるものとする。

第一項の規定により賣り渡した土地については、土地賣渡法第十八條の規定に、これを適用しない。

第四十一條の二 政府は、前條第一項の處分をするまで、同項に規定する者の申出により同項第一號、第三號又は第四號に掲げるものを都道府縣知事の定める條件によりその者に使用させることができる。

前項の使用は、無償とする。但し、命令で定める場合は、この限りでない。この場合には、第二十六條の二の規定を適用する。

前條第一項第三號の決定前において政府の所有に屬する土地物件を同項に規定する者に使用させる場合も、前二項と同様とする。

第四十一條の三 第三十七條の規定により買収し、若しくは使用した土地（當該土地の上にある立木を含む。以下本條において同じ。）又は政府の所有に屬する土地で、命令の定めるところにより、第三十七條第一項に掲げる者に賣り渡し、若しくは賃貸すべきものと決定されたものの賣渡又は賃貸は、都道府縣知事が賣渡又は賃貸の相手方に対し通知書を交付して、これを認めるものとする。

前項の場合には、第十七條、第二十二條第二項、第二十一條及び第二十六條の二の規定を適用する。

る買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収に因つて政府が取得した土地については、土地臺帳法第四十四條の規定にかかわらず、省令の定めるところにより、同法を適用する。

第四十四條の三、第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十六條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買取に因つて取得した土地又は建物に對し、地方税法第四十六條又は第四十七條の規定によりその取得の際における当該土地又は建物の所有者に地租又は家屋税が賦課されたときは、省令の定めるところにより、政府又は第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條第一項の規定による当該土地若しくは建物の賣渡若しくは第四十一條の三第一項に規定する当該土地の賣渡を受けた者は、當該所有者に當該地租又は家屋税の全部又は一部に相當する金額を支拂はなければならない。

第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）、第二十八條第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第四十一條第一項の規定により賣り渡した土地又は第四十一條の三第一項に規定する賣渡のあつた土地については、政令で特例を定めることができる。

第四十四條の四、政府が、第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項（第四十條の五第一類第九号、農林委員会設録 第四十五号 昭和二十二年十一月十二日

一項において準用する場合を含む。）、第三十六條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買取に因つて取得した土地又は建物に對し、地方税法第四十六條又は第四十七條の規定によりその取得の際における当該土地又は建物の所有者に地租又は家屋税が賦課されたときは、省令の定めるところにより、政府又は第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條第一項の規定による当該土地若しくは建物の賣渡若しくは第四十一條の三第一項に規定する当該土地の賣渡を受けた者は、當該質權者又は地上權者に當該地租の全部又は一部に相當する金額を支拂はなければならない。

第四十六條、政府が、第三條、第十五條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買取に因つて取得した土地、權利又は立木、工作物その他の物件、第十六條第一項又は第二十九條第一項の命令で定める土地物件又は權利並びに第四十一條第一項及び第四十一條の條第一項に掲げるものは、農林大臣がこれを管理し、又は處分する。

農林大臣は、前項に掲げる土地、權利又は立木、工作物その他の物件の管理に關する權限の一部を市町村農地委員会その他省令で定めるものに行はせることができる。

第四十七條に次の二項を加える。
主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府縣知事又は都道府縣農地委員会の權限に屬させた事項を處理することができる。
前項の場合には、同項の規定により主務大臣の處理する事項に關しては、この法律により都道府縣農地委員会に對してすべき異議の

申立は、主務大臣に對してこれをするものとする。この場合には、第七條第四項及び第五項の規定を適用しない。

第四十七條の二、この法律による行政廳の處分は、昭和三十二年法律第七十五號第八條の規定にかかはらず、當事者がその處分があつたことを知つた日から一箇月以内これを提起しなければならぬ。但し、處分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかはらず、訴を提起することができない。

前項の訴の提起は、この法律による行政廳の處分の執行を停止しない。

第四十八條中「第三條第一項」の下に、「第四條第四十條の第五項において準用する場合を含む。）、第七條第二項（第四十條の四第五項において準用する場合を含む。）及び第四十條の二第一項」を加え、「同項第一號」を「第三條第一項第一號、第四十條の二第一項第一號、同條第五項及び第四十條の四第五項」に、「讀み替ふる」を、「第六條第五項（第十五條第二項において準用する場合を含む。）、第十八條第四項（第二十九條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。）、第三十八條第二項において準用する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「地區農地委員会の事務所」と讀み替へる」に改める。

第四十九條、この法律中都道府縣又は都道府縣知事に關する規定は、特別市の指定があつたときは、命令で定める時期までは、當該特別市の區域を含む指定前の都道府縣又はその知事に、市町村又は市町村に關する規定は、特別區のある地にあつては特別區又は特別區の區長に、地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては區又は區長に、特別市にあつては行政區の區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適用する。

第五十條中第一號を第二號とし、以下順次繰り下げ、同條に第一號として次の一號を加える。

一、第三十條の二第三項の規定に違反して同項各號の一に當する行為をした者

附則第二項を削る。

附則
第一條、この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、改正後の第二條第四項及び第四條第一項の規定は、昭和二十二年五月三日から、第四十一條の二第二項第三項の規定は、同年四月一日から、これを適用する。

第二條、この法律施行前に改正前の附則第二項の規定による農地買収計畫に關してされた手續は、第六條の二、第六條の三又は第六條の五の規定によりされた手續とみなす。

第三條、この法律施行前に政府が第三條、第十五條、第三十條第一項又は第三十七條第一項の規定により買収した土地については、第十四條の二の規定を適用する。

第四條、この法律施行前に政府が第

特別市の指定があつたときは、命令で定める時期までは、當該特別市の區域を含む指定前の都道府縣又はその知事に、市町村又は市町村に關する規定は、特別區のある地にあつては特別區又は特別區の區長に、地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては區又は區長に、特別市にあつては行政區の區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適用する。

第五十條中第一號を第二號とし、以下順次繰り下げ、同條に第一號として次の一號を加える。

一、第三十條の二第三項の規定に違反して同項各號の一に當する行為をした者

附則第二項を削る。

附則
第一條、この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、改正後の第二條第四項及び第四條第一項の規定は、昭和二十二年五月三日から、第四十一條の二第二項第三項の規定は、同年四月一日から、これを適用する。

第二條、この法律施行前に改正前の附則第二項の規定による農地買収計畫に關してされた手續は、第六條の二、第六條の三又は第六條の五の規定によりされた手續とみなす。

三條の規定により買収した農地の所有者であつた者に對し、第十三條第三項の規定により報償金を交付する場合には、改正後の同項の規定を適用する。

第五條 この法律施行前に政府が、第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項、第三十六條若しくは第三十七條の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項(改正前の第四十一條第三項)において準用する場合を含む。の規定による買収に因つて取得した土地又は建物については、第四十四條の三及び第四十四條の四の規定を適用する。

第六條 この法律施行前にした自作農創設特別措置法による行政廳の處分で違法なもの取消又は變更を求めた訴は、この法律施行前にその處分があつたことを知つた者にあつては、第四十七條の二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一箇月以内これを提起することができる。

前項に規定する行政廳の處分については、第四十七條の二第二項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

前二項の規定は、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定の適用を妨げない。

○徳山政府委員 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案及び農地調整法の一部を改正する法律案の兩案について、提案の理由を説明申し上げま

知のごとくほぼ順調であります。政府はすでに三月三十一日、七月二日及び十月二日の三回にわたり、六十九萬七千町歩以上の農地の買収を完了いたしました。このほか財産税として物納された農地で、八月末日現在市町村農地委員会で判明いたしております分だけでも二十二萬九千町歩のほりです。兩者を合計いたしますと少くとも九十二萬六千町歩の農地が小作農に開放される状態にあるわけでありまして、これは開放予定面積のほぼ半ばに達するものであります。他方農地の賣渡につきましては、まだ八萬六千町歩程度にすぎないのであります。これは市町村農地委員会におきまして、まづもつて買収に全力を盡しているからであります。今後は賣渡しの方も併行して、處理していただけるものと期待していただくわけでありまして、かくのごとき大事業がかくも短期間に、しかも平穩裡に行われているという事は、世界における農地改革史上空前のことでありまして、本事業が完成いたしました瞬間には、耕作農民はたんに経済的に獨立し得るばかりでなく、精神的にも従来の地主的秩序から解放されて、日本農業發展の礎がここに定まるものと信じて疑いません。

農地改革の進行状況はおおむね以上の通りであります。さて農地改革の目的とするところをさらに押し進めて考えますと、農業經營上重要な意味をもつております放牧採草地に對しても、農地と同様の改革を行うことが必要であります。また山林中農業經營と密接不可分の關係にある農用林についても、農業經營を安定せしめるため必要な範圍において適切な措置を講ずることが必要であります。これと同時に關係法令、すなわち自作農創設特別措置法及び農地調整法の規定中、ただいままでの實施の經驗に鑑みて、若干改善を要する點も發見いたしましたので、ここに兩法律の改正法案を提出いたしますわけでありまして、次に兩法律の改正案について大體の御説明を申し上げます。まず自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案から申し上げます。

第一に農地改革の一環として、自作農の創設及び土地の集約利用を促進する目的をもつて、新たに牧野の開放を行うこととしたしました。戦後のわが國として、國土の高度有効利用をはかることの急務であるのは、言をまたないところであります。かつて現在のわが國牧野の利用状態を見ますと、きわめて粗放的であつて、もつと集約利用の餘地が多いのであります。従いましてこの牧野に可能な限りにおいて自作農を創設して、人口收容力の餘地をつくることも、かくして分割された土地の利用度を高めんとするわけでありまして、かような趣旨より、通常の牧野經營には一定の制限は設け、その制限を超えるものは、これを開放することにしたしたわけでありまして、すなわち牧野と農地と合わせて北海道では平均二十町歩、都府縣では平均五町歩を超える場合には、その超える部分の牧野を買収いたします。この農地と合わせて北海道平均二十町歩、都府縣平均五町歩という面積を各地域について具體的に割當てますについては、各地域の具體的な實情を考慮して、安定した有畜農業が成り立つていくように定めるわけでありまして、その最高

限は四十町歩であります。しかしながら村落または協同組合等の所有にかかると共同牧野及び公公用、公用に供してゐる牧野で農林大臣の指定するもの、それから畜産の改良増殖上特に必要な種畜の供給牧場として主務大臣の指定したるもの等は、これは買収いたしません。買収した牧野は先ほど申し述べましたように、これと分割して畜産を主とする自作農の創設に供するのであります。土地の形状なり、あるいは地味等によつては、分割による集約經營を必ずしも期することができないものがあります。そのような場合には、適當な形態において農家の共同利用に供する方針であります。

買収の對價は現在行つております未墾地買収の對價と同様、近傍類似の農地對價の四割五分以内であります。この牧野の買収は昭和二十三年中に完了いたすことになつております。なお牧野の買収にあつては、原則として昭和二十一年十一月二十三日現在の事實に基いて買収計畫を立てることは従來とも農地とまつた同様であります。

これにより買収を豫定されている面積は、ある種の假定に立つての推算であります。なお、おおよそ北海道十萬町歩、都府縣十萬町歩、計二十萬町歩とわれ、の方では推定いたしております。

第二に重要でありますのは、未墾地買収關係の規定の改正であります。現在には開拓用地のみを對象とする規定であります。これを大規模土地改良事業の施行上必要な用排水路の敷地等について、買収または使用をなし得るよう擴張いたしました。大規模な國營土地改良事業の實地の圓滑を期することにしたしたのであります。

次に買収または使用豫定地域を指定して、當該指定區域内においては一定の障害となるべき行為を制限する制度を新たに設けたのであります。すなわち未墾地の買収におきましては、その買収を慎重に行うことが必要でありまして、買収に先行いたします適地調査には、實に相當の日時を要するのであります。従來その調査期間中に、土地轉賣、立木の伐採といふようなことがかく行われ、いろいろと支障を來している實情でありますので、これを豫防したい趣旨にほかならぬのであります。

第三に本改正の機會に、農地のさかのぼつての買収についての原則を明確にいたしました。すなわち昭和二十年十一月二十三日以後において土地の買収、小作地の取上などがありました場合に、原則として昭和二十年十一月二十三日現在の事實にさかのぼつて、農地の買収計畫を立てることは従來とも法律に規定いたしておりますが、何ぶん規定が簡單に過ぎまして、市町村農地委員会におきまして事實處理上困難を來しておる實情でありますので、これに關する規定を詳細かつ明確にしたのであります。

以上が自作農創設特別措置法の改正のおもなる點であります。次に農地調整法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は農業上當然必要な自家用の燃料及び肥料等を採取するところの薪炭林、採草地あるいは放牧地等の問題について、解決をはかつたことでありまして、その一は、これらに關しまして耕作者の有している使用權の保護をはか

つたことでありまして、貸主が使用權に關する契約を解除、解約するとか、または更新を拒絶する場合には、農地と同様に市町村農地委員會の承認を必要とするにいたしましたのであります。その二は、農家が薪炭林、採草地等の利用を必要とする場合におきまして、森林經營にも差支えない範圍内において、當然その使用を認めることが妥當な場合、あるいは現在ある特定人の有する過大な使用權を活用するためには、これらを他の者にも適當に配分調整する必要がある場合等におきまして、もし當事者間に圓滿な協議が整わないときは、市町村農地委員會の手によつて新たに使用權を設定したり、既存の使用權の配分調整を行うことになしたのであります。特にこのうちで新しく使用權を設定いたします場合に ついては、いろいろ關係方面もたくさんあることであり、特に慎重を期することになしたておりまして、市町村農地委員會は森林組合とかその他畜産、開拓などの専門家の意見を聽くことにいたしてあります。なお自作農創設特別措置法で牧野の開放をいたすことに相なりましたので、採草地及び放牧地について移動統制を行うことになした。

第二の問題は小作地取上に關する制限の徹底であります。農地改革の重要な眼目が耕作權の確立でありますことは御承知の通りであります。農地調整法においては、土地の返還は市町村農地委員會の承認を要することになつておるのであります。ところがこの農地調整法第九條第三項の解釋をめぐりまして、合意の解約に承認なり許可が必要であるか否かについて、從來解釋上

疑義があつたのでございます。また實際問題としては、一方的な取上があつたか、外見上双方の同意があつたものと、委員會の審査を得ることなく、しばし行われていた事情でありました。そこで改正案においては、明文をもつて合意解約を含める趣旨を明らかにいたしました。一切の土地の返還は市町村農地委員會なり、知事なりにおいて審査することにしたのであります。

第三の問題は、小作料代物辨濟の廢止であります。現行法におきましては、ある特定の場合、すなわち小作料の支拂期が過ぎまして小作人の希望による場合は、金納によらないで代物辨濟ができる規定がございますが、今回これを削除いたしました。脱法の餘地をなからしめたいと思ふのであります。

第四は不當な土地取上の耕作權の回復の問題であります。昭和二十年十一月二十三日以後不法不當な小作地の取上がありました場合は、一般に市町村農地委員會は當時にさかのぼつて買收計畫を立て、その小作人に舊小作地を取得させることができず、その取上げを行つた者が平均一町歩以上の小地主でありますならば、その取上げがいかにか不法不當でありましたも、舊小作地、舊小作人に取得させることはできず、法律上小作人の保護に缺けるところがあるところがあると申さなければなりません。それで昭和二十年十一月二十三日からこの改正法律を施行いたす日までに、不法不當な土地の取上が行われました場合は、市町村農地委員會が審査の上、賃借權の回復を決定できることにいたしましたのであります。

すなわち舊小作人が市町村農地委員會に承認を受けて舊地主に對して賃借權設定の協議を求めまして、成功いたしました場合は、市町村農地委員會が裁定をいたすわけでありまして、もちろん地主の生活がきわめて困難である場合など、何人もその取上げを事情やむを得ないものと認めるような場合には、賃借權の回復はいたさない旨法律に明らかに規定いたしております。また賃借權の回復に不服な地主は、都道府縣農地委員會に訴願する途も開かれておるのであります。

以上が二つの改正法律案のおもなる内容でございます。何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんとことをお願いいたします。

〔委員長退席、大島委員長代理者席〕

○大島委員長代理 それでは政府の大體の説明を終つたわけでありまして、本件に關しましては、次回の委員會において質疑を續行することにいたします。

きようはこれで散會いたします。

午後三時十六分散會

〔參照〕

農地開發營團の行つ農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

農地開發營團は、昭和十六年、食糧事情漸く緊迫せる情勢下、食糧自給の強化を圖るため、大規模な農地造成改良事業を計畫的に遂行する目的で、農地開發法に基づき資本金三千萬圓(内政府出資一千五百萬圓)の國家代行機關として設立され、爾來今日まで、六ヶ年間に亘り、相當の成果を納めきつたのである。しかるに國土資源の合理的開發の見地に立ち眞に恒久的政策として、開拓事業を觀察するとき、その本來の性質上、やはり政府自らの責任においてこれを實施する體制を徹底させることが妥當であると思われ、又一面において營團という特殊法人は、逐次解散され、公園その他の形式に移行しつつある現状にあるから、農地開發營團についてもまた、この一般方針に即應し、閉鎖機關に指定されるに至つたのである。ここにおいて、農地開發營團の實施し來つた農地開發事業及び緊急開拓事業も舉げてこれを政府に引き續ぐことになつたのであるが、政府の行つ開拓事業に要する土地その他の取得及び處分に關しては、自作農創設特別措置法及び自作農創設特別措置特別會計法の適用を受けるから、政府が營團から引き續ぐ土地物件は、恰もこの措置法によつて買收したと同一の取扱ひをなし、その對價の支拂については、措置法第四十三條の規定を準用し、三十箇年以内に償還する證券を以つて行い、且つこの證券を特別會計をして負擔せしめようとする理由、更に、農地水利改良事業については、農地開發法中に受益者負擔の制度があるから、政府引續後においても同様の制度を認めてゆく必要があるという理由、以上の二つの理由に基づき、それに伴つた規定を設けよう

二、議案の可決理由

農地開發營團は現に閉鎖機關に指定せられ、政府は既にその業務を引き續ぎ著々實施中であるのであつて、開拓事業と財政との關係を調整するため、對價の支拂、經費の負擔等に關し、細部の規定を作ることは、これを當然の措置と認め、政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十一月十二日

農林委員長 野澤 勝
衆議院議長 松岡駒吉殿

第一類第九号

農林委員会議錄

第四十五号

昭和二十二年十一月十二日

昭和二十三年一月五日印刷

昭和二十三年一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局